

滝沢市インターネット公有財産売却 ガイドライン

滝沢市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます。）をご利用いただくには、以下の「誓約書」及び「滝沢市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手續などに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

滝沢市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約の上、本ガイドライン及び貴市における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴市の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任を負うことはもちろん、貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第 2 項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - （1）入札において、その公正な執行を妨げること、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
 - （2）落札者が契約を締結すること、又は、契約者が契約を履行することを妨げること。
 - （3）契約の履行をしないこと。
 - （4）契約に違反し、契約の相手方として不適当と滝沢市に認められること。
 - （5）入札に関し、贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - （6）社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
 - （7）天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 3 私は、貴市の公有財産売却に係る「本ガイドライン」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、及び貴市の見学会、入札説明などを傾聴し、これらについて全て承知の上参加しますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

目次

- 第 1 章 公有財産売却の参加条件など
 - 1 公有財産売却の参加条件
 - 2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項
 - 3 個人情報の取扱いについて
 - 4 共同入札について
- 第 2 章 公有財産売却の参加申込み及び入札保証金の納付について
 - 1 公有財産売却の参加申込みについて
 - 2 入札保証金の納付について
 - 3 入札保証金の没収
 - 4 入札保証金の契約保証金への充当
- 第 3 章 入札形式で行う公有財産売却の手続について
 - 1 公有財産売却への入札
 - 2 落札者の決定
 - 3 売却の決定
 - 4 売払代金の残金の納付
 - 5 入札保証金の返還
- 第 4 章 公有財産売却の財産の権利移転及び引渡しについて
 - 1 権利移転の時期
 - 2 権利移転の手続について
 - 3 注意事項
 - 4 引渡し及び権利移転に伴う費用について
- 第 5 章 その他の注意事項について
 - 1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応
 - 2 公有財産売却の中止
 - 3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者及び入札者などに損害などが発生した場合
 - 4 公有財産売却の参加申込期間及び入札期間
 - 5 リンクの制限など
 - 6 システム利用における禁止事項
 - 7 準拠法
 - 8 公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など
 - 9 本ガイドラインの改正
 - 10 その他

第1章 公有財産売却の参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

次のいずれかに該当する方は、公有財産売却に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号又は第2項各号に該当すると認められる方

参考：地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 日本語を完全に理解できない方

(3) 本ガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方

(4) 公有財産の買受について一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していない方

(5) 参加申込みの時点で18歳未満の方

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとって滝沢市が執行する一般競争入札及びせり売り（以下「入札」という。）の手續の一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当するとみなされ、一定期間滝沢市の実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は、入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます。）上の公有財産売却の物件詳細画面や滝沢市において閲覧に供されている入札の公告などを確認し、関係公簿の閲覧など十分に調査を行った上で公有財産売却に参加してください。
また、入札の前に滝沢市が実施する見学会（要予約）において、購入希望の財産を確認してください。
- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申込みなど一連の手續を行ってください。

3 個人情報の取扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下の全ての内容に同意するものとします。
 - ア 公有財産売却の参加申込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名（参加者が法人の場合にあっては、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）、電話番号などを公有財産売却の参加者情報として登録すること。
 - イ 入札者の公有財産売却の参加者情報及びログインIDに登録されているメールアドレスを滝沢市に開示され、かつ、滝沢市がこれらの情報を滝沢市長部局文書取扱規程（平成14年滝沢村訓令第11号）の内容に基づき保管すること。
 - ウ 滝沢市から公有財産売却の参加者に対し、ログインIDで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを送信すること。
 - エ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログインIDに紐づく会員識別番号を、売却システム上において一定期間公開されること。
 - オ 滝沢市が収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第1項に定める参加条件の確認、同条第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用すること。（地方自治法施行令第167条の14で準用する「せり売り」の場合も含みます。）
- (2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容など異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

4 共同入札について

共同入札とは、一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することをいいます。滝沢市では、共同入札を実施しません。

第2章 公有財産売却の参加申込み及び入札保証金の納付について

入札するためには、公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札できます。

1 公有財産売却の参加申込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）、電話番号などを公有財産売却の参加者情報として登録してください。

法人が公有財産売却の参加申込みをする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。

（1）参加仮申込み

売却システムの売却物件詳細画面から公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。

（2）参加申込み（本申込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面から仮申込みを行った後、滝沢市のホームページに掲載している「（様式1）公有財産売却一般競争入札参加申込書（以下「申込書」といいます。）」に必要事項を記入し、氏名・住所が確認できる公的機関発行の証等（運転免許証・パスポート・90日以内に発行された住民票など。参加者が法人の場合は90日以内に発行された商業登記簿謄本）の写し1通を添付し、参加申込締切日までに滝沢市企画総務部財務課に送付又は持参してください。（電子メール可。郵送の場合は、申込締切日の消印有効）

複数の物件について申込みをされる場合には、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類は1通のみ提出してください。

2 入札保証金の納付について

（1）入札保証金とは

入札保証金とは、地方自治法施行令第167条の7で定められている入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、滝沢市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

（2）入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、クレジットカードによる納付に限られます。なお、入札保証金には利息を付しません。

原則として、参加申込締切日までに滝沢市が入札保証金の納付を確認できない場合には、入札することができません。

入札保証金は、売却システムの売却物件詳細画面から公有財産売却の参加仮申込みを行い、所定の手続に従って、クレジットカードで納付してください。公有財産売却

の参加申込者（以下、「参加申込者」という。）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾するものとします。また、参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取扱事務に必要な範囲で、参加申込者の個人情報情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります。）

法人が公有財産売却に参加する場合は、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

3 入札保証金の没収

落札者が契約締結期限までに滝沢市の定める契約を締結しない場合は、参加申込者が納付した入札保証金を没収し、返還しません。

4 入札保証金の契約保証金への充当

落札者が契約を締結した場合は、参加申込者が納付した入札保証金を地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

第3章 入札形式で行う公有財産売却の手続について

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1 公有財産売却への入札

（1）入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取消しや変更はできませんので、ご注意ください。

（2）入札をなかったものとする取扱い

滝沢市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、その入札がなかったものとして取り扱うことがあります。

2 落札者の決定

（1）落札者の決定

入札期間終了後、滝沢市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上かつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

ア 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 滝沢市から落札者への連絡

落札者には、滝沢市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

滝沢市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調など滝沢市の責によらない理由により到着しないために、滝沢市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合には、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、その落札に係る契約保証金を没収し、返還しません。

（２）落札者決定の取消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3 売却の決定

（１）落札者に対する売却の決定

滝沢市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には滝沢市から契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印の上、次の書類などを添付して滝沢市に直接持参又は郵送してください。

ア 必要な書類

【共通】

（ア）市有財産売買契約書

（イ）住民票の写し（落札者が法人の場合は、商業登記簿謄本）

（ウ）印鑑登録証明書（落札者が法人の場合は、印鑑証明書）

（エ）その他滝沢市が必要に応じて指定する書類

【不動産の場合】

（オ）（様式２）所有権移転登録請求書

（カ）移転登記の登録免許税相当額の収入印紙

【自動車の場合】

（キ）（様式２）所有権移転登録請求書

（ク）（様式３）委任状（物件の受領）（物件受領を代理人に依頼する場合のみ）

（ケ）（様式４）保管依頼書（必要に応じて）

【動産の場合】

(コ) (様式3) 委任状(物件の受領) (物件受領を代理人に依頼する場合のみ)

(サ) (様式4) 保管依頼書(必要に応じて)

イ 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合には、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき及び落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満であるなど公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合は、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに滝沢市が納付を確認できるよう、売払代金の残金を一括で納付してください。

公有財産売却の財産の所有権は、売払代金の残金が納付された時点で落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合には、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は、滝沢市が発行する納入通知書で納付していただくか、滝沢市が別途指定する金融機関の口座にお振込みください。なお、売払代金の残金の納付に係る費用は、落札者の負担となります。

※ 売払代金の残金納付期限までに、滝沢市が納付を確認することが必要です。

5 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外が納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金は入札終了後全額返還します。

(2) 入札保証金返還の方法及び返還に要する期間

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引落としを行いません。

ただし、参加者のクレジットカードの引落とし時期などの関係上、一旦入札保証金の引落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後 4 週間程度要することがあります。

第 4 章 公有財産売却の財産の権利移転及び引渡しについて

滝沢市は、落札後、落札者と売買契約を交わします。

契約の際には滝沢市から契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印の上、契約金額に応じた収入印紙を貼付し、直接持参又は郵送してください。（自動車の場合は、収入印紙は不要です。）

自動車・物品は、売払代金の残金納付確認後、売払代金納付時の現状のままで、滝沢市が指定する場所において直接引渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応してください。

不動産は、権利移転登記完了後、登記完了を証明する書類をお渡しします。現地での引渡しは行いません。

1 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2 権利移転の手続について

（１）不動産の場合

ア 売払代金の残金納付確認後、落札者の請求に基づいて滝沢市が不動産登記簿上の権利移転のみを行いますので、滝沢市のホームページから「（様式 2）所有権移転登録請求書」を印刷した後、必要事項を記入・押印の上、売払代金の残金納付期限までに提出してください。

なお、売払代金の残金納付期限は、滝沢市が指定する日となります。

イ 所有権移転の登記が完了するまで、所有権移転登録請求書提出後 2 週間程度の期間を要することがあります。

ウ 原則として、物件に係る調査、土壌調査及びアスベスト調査などは行っておりません。また、開発（建築）などに当たっては、都市計画法、建築基準法、条例などの法令の規定により、規制がある場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。

（２）自動車の場合

ア 落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただき、移転登録（名義変更）の手続などを行ってください。

イ 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

3 注意事項

落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産に係る危険負担は落札

者に移転することとします。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など滝沢市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

4 引渡し及び権利移転に伴う費用について

(1) 不動産の場合

ア 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など）は、落札者の負担となります。

イ 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法（昭和42年法律第35号）に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。

(2) 自動車の場合

ア 権利移転に伴う費用（自動車検査登録印紙、自動車審査証紙、自動車税環境性能割など）は、落札者の負担となります。

イ 移転登録などの手数料として、自動車検査登録印紙及び自動車審査証紙が必要です。

ウ 自動車税環境性能割及び自動車税は、落札者が自ら申告及び納税をしてください。

第5章 その他の注意事項について

1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申込期間中

売却システムに不具合などが生じたために、次のいずれかの状態となった場合は、公有財産売却の手続を中止することがあります。

ア 公有財産売却の参加申込受付が開始されない場合

イ 公有財産売却の参加申込受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ 公有財産売却の参加申込受付が入札開始までに終了しない場合

エ 公有財産売却の参加申込受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、次のいずれかの状態となった場合は、公有財産売却の手続を中止することがあります。

ア 入札の受付が開始されない場合

イ 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、次のいずれかの状態となった場合は、

公有財産売却の手続を中止することがあります。

ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
イ くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込開始後に、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。この場合における入札保証金の取扱いについては、次のとおりとなります。

- (1) 特定の公有財産売却の物件の売却が中止となった場合
その物件について納付された入札保証金は中止後に返還します。
- (2) 公有財産売却の全体が中止となった場合
入札保証金は中止後に返還します。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者及び入札者などに損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却の中止や、売却システムの不具合などにより、参加申込者及び入札者（以下「入札者など」といいます。）に損害が発生した場合、滝沢市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 入札者などの使用する機器、ネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込み又は入札ができない事態が生じた場合においても、滝沢市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (3) 公有財産売却に参加したことに起因して、入札者などが使用する機器、ネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、滝沢市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (4) 参加申込者が入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合であって、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申込みができないなどの事態が発生したときは、それに起因して入札者などに生じた損害について、滝沢市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 入札者などの発信又は受信するデータが不正アクセス、改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、滝沢市は責任を負いません。
- (6) 入札者などが、自身のログイン ID、パスワードなどの紛失、第三者への漏えいなどにより被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず滝沢市は責任を負いません。

4 公有財産売却の参加申込期間及び入札期間

公有財産売却の参加申込期間及び入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5 リンクの制限など

滝沢市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、滝沢市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、滝沢市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、滝沢市に無断で転載・転用することは一切できません。

6 システム利用における禁止事項

売却システムの利用に当たり、次に掲げる行為を禁止します。

- （１）売却システムをインターネット公有財産売却の手續以外の目的で不正に利用すること。
- （２）売却システムに不正にアクセスをすること。
- （３）売却システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- （４）売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- （５）法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- （６）その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

7 準拠法

本ガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8 公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- （１）公有財産売却の手續において使用する通貨

公有財産売却の手續において使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

- （２）公有財産売却の手續において使用する言語

公有財産売却の手續において使用する言語は、日本語に限りです。売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字（JIS（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格）X0208 をいいます。）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

- （３）公有財産売却の手續において使用する時刻

公有財産売却の手續において使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9 本ガイドラインの改正

- （１）ガイドラインの改正

滝沢市は、必要があると認めるときは、本ガイドラインを改正することがあります。

- （２）改正後のガイドラインの公表

滝沢市は、本ガイドラインの改正を行った場合、売却システム上に掲載することにより公表します。

(3) 改正後のガイドラインの適用

改正後のガイドラインは、公表した日以降に参加申込受付を開始する公有財産売却から適用します。

10 その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、滝沢市が掲載したものでない情報については、公有財産売却に関する情報ではありません。